

北九州事業地域の変圧器・コンデンサー等に係る JESCO のこれまでの取組 (概要)

北九州事業地域における変圧器・コンデンサーについては、平成 30 年 3 月末に処分期間を終了し、本年 3 月末に計画的処理完了期限を迎える中、概括として以下の取組を進めてきた。今後の他の事業地域への展開も視野に入れ、課題や教訓の整理を行っていききたい（次回以降の検討会において報告したい）。

I 総論

掘り起こし（登録促進）、総ざらい（契約締結）、収集運搬、搬入処理といった一連の流れにおいて、まずは各都道府県政令市が行う掘り起こしについて JESCO として PCB 特別措置法及び電気事業法の届出並びに JESCO 登録の突合を行い、未処理事業者一覧を整理。これにより対象物の量を特定しつつ、都道府県政令市、環境省地方環境事務所、経済産業省産業保安監督部と連携して、変圧器・コンデンサー等の処分期間である平成 29 年度中の処理委託契約締結に向け、未登録事業場に対して登録促進、未契約事業場に対して契約促進を行ってきた。特に昨年度は北九州事業所を除く 4 事業所から北九州事業所へ、今年度も東京事業所から北九州事業所へ、それぞれ期間は限定的であるものの応援要員を派遣し、全社的な体制で取組を進めた。

収集運搬についても、保管事業者（物）が減少することによる運搬費の高騰を抑制するため、これまでもルート回収（合積み）によって運搬費が安価となるよう「集中搬入期間」を設定し、中小事業者の運搬費軽減につながる取り組みを行ってきた。

さらに、計画的処理完了期限に向け、平成 30 年 4 月からは行政において改善命令や代執行といった行政処分に係る準備や手続きも始まり、契約が困難な保管事業者については、行政への情報共有や現地への説得同行、収集運搬が期限内に確実に行われるよう契約書内容の見直し、代執行基金申請受付といった行政に対する支援なども行ってきた。

II 各論

【1. 掘り起こし支援（登録促進）関係】

（1）都道府県政令市支援

- ・ JESCO 北九州 PCB 処理事業所では、各都道府県政令市に協力し、PCB 特別措置法届出データ、電気事業法届出データ、都道府県政令市が行う掘り起こし調査結果等と JESCO 登録データを突合して「未処理事業者一覧表」を作成した。
- ・ この「未処理事業者一覧表」を基に、都道府県政令市とは定期的に打ち合わせを行い、JESCO 処理対象物（高濃度）を保管・所有している事業者を確定するとともに、PCB 濃度不明なものについては、都道府県政令市に確認を要請し、必要に応じて JESCO 協力による個別訪問・ミニ説明会開催・処理案内通知の発送・追加アンケート等を実施した。

(2) 掘り起こし・総ざらいプロジェクトチームの設置（本社）

- ・ JESCO 本社内に PCB 処理営業部を主体として、PCB 処理事業部と連携した掘り起こし・総ざらいプロジェクトチームを設置し、各都道府県政令市が行う掘り起こし調査の支援を行ってきた。

【2. 総ざらい（契約促進）関係】

(1) 各種説明会及び個別対応

- ・ 国、各都道府県政令市、関係団体が主催する説明会において、登録から契約までの流れを詳細に説明し、早期の登録・契約を呼びかけるとともに、個別相談や個別対応を希望される保管事業者については丁寧に対応を行ってきた。

(2) 各都道府県政令市・環境省地方環境事務所との連携

- ・ 処理施設立地自治体である北九州市と、北九州 PCB 処理事業所営業課が行う定例打合せに、環境省福岡地方環境事務所にも参加をいただき、登録・契約の促進についての課題を共有しつつ、連携して対応をしてきた。
- ・ その他の都道府県政令市や環境省地方事務所とも情報共有し連携しながら、保管事業者に対する登録・契約の促進を行ってきた。

(3) 処分期間間際の対応

- ・ 処分期間末（本年 3 月 31 日）が近づくなかで処理料金支払い等何らかの理由で契約困難となった保管事業者への対応において、JESCO の取り組みだけでは対応が困難な保管事業者については、都道府県政令市や環境省地方環境事務所等の協力を得ながら、対応を進めた。
- ・ また、処分期間末に向けた契約手続き促進のため、北九州事業所以外の事業所から営業課員を応援として派遣し対応を行った。

(4) 処分期間終了後の対応

<①発効条件付契約書の導入>

- ・ 今年度に入り、改善命令を受けて JESCO と契約する保管事業者や、新規で発見・登録されるコンデenser等があり、早急かつ確実な契約発効とその後の処理完了が求められた。その中で、保管事業者と処理委託契約を結んでも、保管事業者が収集運搬契約や搬出対応等を行わなかった場合に処理が進まないといった事態を回避するため、JESCO への処理料金の支払、収運契約締結及び収運料金支払（前払いの場合）の条件が全て揃わない限り契約が有効に発効しない契約書（「発効条件付契約書」）を新たに導入し、処理意思が確実にある保管事業者に対応しつつ、そうでない案件については円滑に行政処分へ繋げられるよう対応してきた。

<②PCB 廃棄物処理基金の活用>

- ・ 各都道府県政令市から、PCB 廃棄物処理基金の活用希望があったことから、代執行について助成金貸付を行う代執行支援事業について、その受付事務等の運用を通じて都道府県政令市が行政処分を円滑に進めることができるよう側面支援を行ってきた。

- ・平成 31 年 1 月以降は、迅速かつ円滑な契約締結及び搬入が行えるよう、環境再生保全機構の協力を得て中小企業者等軽減制度及び代執行支援事業助成金の審査を 3 営業日以内に行う特別対応を行った。

<③計画的処理完了期限間際の対応>

- ・年明け以降は、確実な計画的処理完了期限の遵守に向け、各都道府県政令市が主導的に保管事業者との対応にあたっており、また、本年 2 月以降に新規に発覚した事案については、JESCO との処分委託契約や、改善命令等の行政処分を行っている時間的余裕がないことから、各都道府県政令市においては PCB 特別措置法第 13 条第 1 項第 3 号に基づく代執行（改善命令の発出を行うことなく直ちに行う代執行。いわゆる「いとまなき代執行」）の手続きに入ることとされた。JESCO としては、速やかに当該自治体との間でいとまなき代執行に基づく処分委託契約を行い、円滑な搬入・処理を行ってきた。

【3. 収集運搬関係】

<①集中搬入期間の設定>

- ・保管事業者（物）が減少することで運搬費が高騰する傾向にあることを踏まえ、ルート回収（合積み）によって運搬費が安価となるよう「集中搬入期間」を各県毎に設定し、中小事業者の収集運搬費の軽減につながる取り組みを行ってきた（各県毎に平成 29 年度下期のうち 10 月～2 月の間で 2 か月間程度を設定）。
- ・保管事業者には、集中搬入期間までに、登録そして処理委託契約、収集運搬契約を結ぶよう積極的に働きかけることで、中小事業者であっても、登録から契約、搬入までを円滑に進めることができるよう取り組んできた。

<②計画的処理完了期限間際の収運体制構築>

- ・全入門許可業者へ、計画的処理完了期限間際の収集運搬への協力についてアンケートを実施。協力回答があった入門許可業者との強固な連携関係を確認し、期末収集運搬の柔軟かつ機動的な対応を行ってきた。（具体的には、協力回答のあった入門許可業者に対して、JESCO 代表取締役副社長名で感謝状を贈呈し、期末収運への協力依頼を個別に実施）
- ・安定器との相積みや低濃度 PCB 廃棄物との相積みも含めた対応を収集運搬業者に依頼することで、運ばれないものが無いよう対応を行ってきた。

Ⅲ これまでの取組を踏まえた課題・教訓の整理と今後の検討ポイント

今後、計画的処理完了期限の終了を踏まえて、北九州事業エリアにおける変圧器・コンデンサーに係る取組の総括を行い、うまくいった点や課題・教訓などを整理して、他事業エリアの変圧器・コンデンサーや、全国の安定器等汚染物における取り組みに活かしていきたい。そのための検討ポイントを、次のように考えている（これらで課題や教訓、検討の論点が網羅しきれているとは考えておらず、あくまで今後検討を深めていくための出発点という位置づけのもの）。今後は、実際に実務に当たった者等へのディテールのヒアリングなどを行いながら、整理と検討を進めたい。

1. 掘り起こし支援（登録促進）関係

- ・少なくとも処分期間の3年以上前から、各都道府県政令市や環境省地方環境事務所、経済産業省産業保安監督部との連携した取組や、掘り起こしにおいては行政が主導し JESCO がバックアップするといったような役割分担等の関係構築をスタートさせることが重要である（各種データの突合せによる対象の絞り込みと具体的な行動への展開等を行う）。
- ・各都道府県政令市や環境省地方環境事務所等との勉強会や連絡会などを通じた関係者間の連携構築、情報共有が必要である。（北九州事業地域では、立地自治体である北九州市と環境省地方環境事務所、JESCO との三者で定期的に情報共有連絡会を開催している。）
- ・行政による広報周知活動への対応として、例えばテレビ CM 放送と連動した体制の整備が必要である（CM 放送後には電話等による問い合わせが集中することから対応・体制の準備等。また、国によるテレビ CM は効果があったと考えられるが、時期については検討が必要であると思われる）。

2. 総ざらい（契約促進）関係

- ・少なくとも処分期間の3年以上前から、各都道府県政令市や環境省地方環境事務所、経済産業省産業保安監督部との連携した取組や、契約促進活動の基本は JESCO が担いながらも契約困難な相手方については早期に行政と情報を共有し共に対応に当たるといった役割分担等の関係構築をスタートさせることが重要である（例：金銭面や法趣旨に納得がいかない等の理由により契約困難に陥りそうな保管事業者の特定や、その情報の共有、その後の説得等）。
- ・契約困難な保管事業者については、そのタイプに応じて特に念入りな対応が必要となることから、そのノウハウの活用が必要である。
- ・契約様式や契約有効期間の設定、改善命令や代執行といった行政処分等を見据えた契約切り替えのタイミングの体系的な整理が必要である。

3. 収集運搬関係

- ・収集運搬費用の高騰に対応し、更なる集中搬入期間設定と収集運搬業者との連携（各県毎に期間を定めたルート回収（合積み）を行う等）の実施が重要である。
- ・JESCO 契約と収集運搬契約の関係整理（北九州事業エリアにおいては本年8月から新しい契約書を導入し対応した）が必要である。
- ・保管事業者あたりの収集運搬費用が年々増加しているなか、PCB 早期処理において収集運搬体制がボトルネックとなりつつある現状を踏まえた収集運搬業者との連携や収集運搬体制の検討が必要である。

(以上)